



発行人 作花 知志

〒700-0022 岡山市北区岩田町 5-8 木に白いビル 2F

TEL/FAX 086-227-3459

相談ダイヤル 080-2885-4322 E-mail:f.ombuds.okayama@gmail.com

第 6 号

2016 年 1 月

新年のごあいさつ

理事長 作花 知志

皆様、あけましておめでとうございます。今年も特定非営利活動法人 福祉オンブズおかやまをどうぞよろしく願いいたします。

平成 27 年 12 月 16 日に、私自身が担当させていただいていた、女性の再婚禁止期間違憲訴訟の最高裁判所大法廷判決が出されました。最高裁判所大法廷は、それまでの判例を変更して、民法 733 条 1 項が女性に課している 6 ヶ月間の再婚禁止期間の内、100 日を超える部分は過剰な制約だとして、性別による差別を禁止した憲法 14 条 1 項などに違反する、と判示しました。

元々女性の再婚禁止期間が制定されたのは、19 世紀の明治 31 年（1898 年）のことです。当時は明治憲法の時代であり、家制度の時代でありました。前の家の夫と離婚した女性が後の家の夫と再婚する際、前の夫と離婚して 100 日だけだと外観から女性が妊娠しているかどうか分からないので、それが明確にわかるように再婚禁止期間を 6 ヶ月（180 日）にした、という立法理由が制定された議会の記録に残されています。

そのようにして制定された規定が 21 世紀の平成 27 年に最高裁判所大法廷によって憲法違反とされたのです。判決の理由では、医療・科学技術の発達、DNA 鑑定の発達などと並び、高齢化が進み、離婚の数と再婚の数が増えたことも指摘されています。いわば法律が憲法違反とされた解釈を促す社会的因子として「高齢化」が存在していたわけです。

社会の高齢化は、二世紀前に制定された法律を憲法違反とするほどの影響力を持っていたこととなります。

福祉オンブズおかやまが NPO となった後、福祉相談員養成講座も回を重ねてきました。電話相談についても、さまざまなお悩みを NPO ならではの柔軟な方法で解決のお手伝いをさせていただきました。NPO からの要請をきっかけとして、福祉施設の基本情報が行政により開示されるに至った例もあります。福祉オンブズおかやまは、今年 5 月で理事の改選が行われる予定です。また新しい姿となり、進む高齢化社会における社会的因子としての活動と役割を果たしていきたいと考えています。今年も福祉オンブズおかやまをどうぞよろしく願いいたします。

NPO 法人 福祉オンブズおかやまへの連絡先は以下の通りです。

住所：〒700-0022 岡山市北区岩田町 5-8 木に白いビル 2F

TEL：事務所 086-227-3459 相談ダイヤル 080-2885-4322

E-mail：f.ombuds.okayama@gmail.com

ホームページ <http://f-onbuzu.com/> とフェイスブックでも情報発信中！

【報告】 第 4 回福祉オンブズ相談員養成講座が行われました

昨年 11 月 14 日（土）から 12 月 19 日までの 4 回にわたって、「第 4 回福祉オンブズ相談員養成講座」が川崎医療福祉大学にて行われました。今回は 7 名の方が受講されました。この講座を通じて、福祉サービスの点検のできる市民が増え、そして私たちの仲間が増えていければと思っています。

今回も前回に引き続き、福祉オンブズに必要な福祉領域をとりまく環境を知ってもらうための講義編（ベーシックコース）と相談援助を行うことができるための相談演習編（アドバンスコース）に分けて実施しました。ベーシックコースでは、「福祉オンブズとは」の講座から始まり、子ども、高齢者、障害者とそれぞれの特性に合わせた権利擁護のあり方について、識者の方々からお話がありました。そして、アドバンスコースにおいては、相談援助の実際を深めるために、演習形式で行いました。最終日においては、事例検討を行うことで、福祉オンブズに寄せられるような相談を受講生が全員で考えました。

なお、今回の養成講座の概要について以下に報告します。今回の養成講座は、平成 27 年度「赤い羽根ボランティア団体・NPO 活動支援事業」の助成を受けて開催しました。

ベーシックコース 1 日目 1 日目（2015 年 11 月 14 日）

「福祉オンブズとは」

講師：藤井宏明さん

NPO 法人福祉オンブズおかやま副理事長
福山平成大学福祉学科准教授

本法人副理事長である藤井さんにより、福祉オンブズに関する基本的考え方について講義がありました。福祉サービスが多様化していく中で、行政もその質の保障に苦慮している現状の説明がありました。そして、福祉サービス利用者に自己決定と同時に自己責任を求めることは、自らの権利を守ることに困難を持つ彼らにとって危ういこととなります。また、利用者の家族はそのサービスから追い出されないために、そして働いている人にとっては自分の職場を失う恐れから言いたいことを言えない環境もありま



す。それを、市民全体で支えて行こうとするのが福祉オンブズであるとの説明がありました。

【感想】

「福祉オンブズとは？初耳の言葉でしたが定義を少し理解することができました。福祉オンブズとしての活動は私には無理か？と思いつつも、私自身福祉施設に対話交流で 16 年以上通わせていただき、利用者、家族、施設にお勤めの方の話しを聞き、うなずくだけの自分は多々ありましたが、向上を計るには福祉オンブズの役割が必要だと思いました」

「高齢者の権利擁護」

講師：坂本 圭さん

NPO 法人福祉オンブズおかやま理事
川崎医療福祉大学医療マネジメント学部医療経営学科准教授

当法人の理事でもある坂本圭さんに高齢者の権利擁護のお話をいただきました。高齢者福祉制度全体の歴史的な経過から、今日その主たる役割を担っている介護保険制度の説明が行われました。この介護保険制度は高齢者全体を支えるものではなく、あくまで要介護認定を受けた条件を満たした高齢者しか使うことのできない制度であるとも言えるとの指摘もありました。

また、介護保険サービスを実際に提供している事業者からすると、要介護状態を重度化していた方が、介護報酬が安定して得られる制度設計があるために、利用者に自立支援を促すインセンティブが働きにくいのです。安心して高齢期を迎えること、そして高齢者自身の存在が商品化されないためにも、制度への眼差しが必要であるとの示唆をいただきました。上記、講座に加えて、坂本さんが北欧の高齢者福祉現場を視察したときの様子についても、お話をいただくことができました。



【感想】

「介護保険制度は、サービス内容等に変更があり、常に気を付けなくては。それに平等とは？私にとって最も身近なことで今後とも勉強の課題です。」

2日目 (2015年11月21日) ベーシックコース2日目

「子どもの権利擁護」

講師：高崎和美さん

みどり法律事務所・弁護士

高崎和美さんより「子どもの権利擁護」についてお話をいただきました。講師は弁護士をする前は、高校で社会の先生をされていたそうです。そのときの学級崩壊や不登校の学生と関わった経験をお話いただきました。

1989年に「子どもの権利条約」が国連で採択されました。子どもは子どもとして生きることのできる権利が保障されている、すなわち子どもと大人は異なる存在であるとの説明がありました。少年法の趣旨は「少年の可塑性に鑑み、

その更生のために保護処分をする」こととなります。少年が、罪を犯すと家庭裁判所に全員送致されますが、これは親も一緒に呼んで、丁寧にみようとのこと。ですが、審判であっても少年には弁護士を付ける必要がありません。そこで、少年付添人活動の必要性について説明がありました。また、さまざまな事情で住む場所がない子どもたちのために運営されている「子どもシェルターモモ」のこと、離婚された家庭の子どもが別居中の親と会う権利を保障する面会交流について説明もありました。離婚はやはり増えており、その狭間で子どもが犠牲になっています。その離婚の原因に貧困が関係していることが多いそうです。最後に2月20日に反貧困キャラバンを弁護士会でするので、来てくださいとお誘いがありました。



【感想】

「子どもの権利擁護については、なにも知らなかったのですが、時代背景から今後の展望まで分かりやすく教えていただき、勉強になりました。さまざまな問題があること、それらを受け入れる場所があることにアンテナを張ろうと思いました。」

「障害者の権利擁護」

講師：矢吹 徹さん

地域活動支援センター旭川荘 相談支援員

矢吹さんからは、「障害者の権利擁護」についてお話をいただきました。障害と一言言っても多様であり、身体障害、知的障害、精神障害、そして難病患者とそれぞれの事情が異なります。矢吹さんは、それらの抱えている困難と、

関わり方や配慮について教えていただきました。それぞれの持つ事情を知ることは、抱えている悩みを知るうえでとても大切になってくるからです。例えば、知的障害といっても、大人になってから気がつかれる人もいて、そこから制度につなげる上での苦勞であったり、精神疾患を持つ人の中に障害者手帳を嫌う人もいる事情であったり。基本的な知識を知った上での対応が大切であると学ばせてもらいました。

そして、本年4月から本格施行される障害者差別解消法について説明がありました。日本がようやく批准した「国連障害者の権利条約」に基づいてはじまる法律です。各自治体に相談窓口ができることの説明がありました。そして、「不当な差別」や「合理的配慮がない」といった社会的出来事に対応していくのだとお話にありました。障害によって一人ひとり異なる必要性に配慮する「合理的配慮」が公的機関では必須になることを教えてもらえました。そして、障害者虐待の防止のための窓口がある一方、山口県下関市で起こった障害者虐待映像による告発によってようやく虐待認定をされたことにも触れられました。制度ができて、行政が取り締まりきらない。このような事態を防ぐために福祉サービスの風通しをよくしていくことが大切だと締めくくられました。



【感想】

「発達障害の子どもに接する中で、30、40、50代の方の障害の話を知ることができて、とても勉強になりました。小さい時からの支援と違い、大人になってからの支援はいろいろな理由があり、大変なんだと感じました。」

3日目 (2015年12月12日)

アドバンスコース1日目

「相談援助の理論」・「相談援助の技術」

講師：竹中麻由美さん

川崎医療福祉大学 医療福祉学部 医療福祉学科 准教授

相談援助編は、恒例の竹中麻由美さんによる相談援助技術の基本と演習でした。普段なにげなく人と交わしているコミュニケーションも、意図的にしないと友人との話しと変わらないとの指摘がありました。福祉オンブズ相談員は、単に話しを聴くだけではなく、目的を持って、専門的関係を意識して関わらなければいけません。そして、相談者の話しを理解するために、意識的な双方向のコミュニケーションによって共有していくことが大事です。ところが、そこには自分自身の特性も理解しておかないといけないとの指摘もありました。そして、聴いていることを相談者に分かってもらったり、メモを書くときのポイント、そして共感について、具体的かつ基本的な相談員の技術と心構えを覚えてもらうことができました。事例をもとに「この人はどんな気持ちでしょう?」「この二人の言っていることを同じように感じますか?」と自らにある人間性や課題にも向き合うような演習を行いました。そこでは数人一組で行い、互いの反応や態度、考え方を活発に議論していました。またVTRも交えながら、失敗するやりとりや、上手なやりとりの解説もありました。



【感想】

「相談援助の理論と技術は日常生活においてもとても大切なことで、非常に興味関心を深める

ことができました。自分の人間性を深めるとか、何か人様の役に立てることがあればと、思っているときにこの講座に巡り合いました。もう少し、勉強したいと思いました。」

「とても分かりやすい講義でした。コミュニケーションやその技術を理解して、相談者の話を聴くことで、より深く現状やニーズを引き出せると思いました。」

4日目 (2015年12月19日) アドバンスコース2日目

「事例検討」

講師：藤井宏明 (同・副理事長)

猶原眞弓 (NPO 法人福祉オンブズおかやま・理事)

相談援助編の最終日は、事例検討会として当法人の副理事長である藤井さんから、相談員としての倫理的立場、そして最近の相談事案から見えてきたことの説明が行われました。また、岡山県内にある苦情相談機関に、どのようなところがあるかについても説明がありました。

そして、受講生は、実際に電話相談の場面に居合わせたような事例提供を通して、メモの取り方、情報の分類の仕方を実演していきました。グループ毎に聞き取った情報を整理し、それぞれの重要度を考え、何をこの人に助言できるのか？今後、福祉オンブズとしてどのように動くべきかについて話し合われました。今回、提出された事例は、本法人の理事たちでも頭を悩ませるような内容でした。そこで、それぞれの専門領域の立場を持つ理事たちから解説をしてもらいました。いかにいろんな立場の人が福祉オ



ンブズ活動には必要になってくるかを分かってもらえるような演習が行われました。

【感想】

「ワークショップはとても参考になりました。今後も具体的事例で実施していただけたらと思います。皆様、大変お疲れさまでございました。」

「4回講座を受けてたくさん勉強させていただきました。他の人と話して相談事例を考えていく中で、いろんな考えがあり、普段なかなか発言することがなかったので、自分自身のためにもなりました。今現在の仕事にも活かしていき、福祉の仕事に一段と興味がわきました。ありがとうございました。」

× × ×

今回の講座を終えて、全課程に5人、相談援助編に2人が修了することができました。こういった活動を通し、一人ひとりが福祉への眼差しを持った市民を育てることも、本法人の役割として続けていきたいと考えております。



文責：藤井宏明

リレーコラム 第5回

今回のリレーコラムには、特定非営利活動法人リンクの永田拓さんが寄せてくれました。永田さんは、同法人の理事長として障がい者の権利擁護に向き合い、取り組んでこられています。日頃の活動を通しての考えをお寄せいただきました。

誰もが地域で当たり前の暮らしを

永田 拓（特定非営利活動法人リンク理事長 真備地域生活支援センター 所長）

その日、私の携帯に一通のメールが届いた「永田さん、うち妊娠したかもしれん…どうしよう」添付されていた写真の妊娠検査薬は陽性反応を示していた。

私は仕事の手を止め、メールを見て唖然とした。彼女は軽度の知的障がい者だったからである。私はその日彼女の自宅へ訪問させてもらい、話を聞かせていただいた。彼女は終始「どうしたいの？」という私の問いに「わからない」と答えていた。

彼女は事情でパートナーの協力が得られない状態であったうえに両親とも疎遠になっており、協力を得ることは不可能に近い状態であった。私はそんな彼女の境遇を考えると出産に対して「わからない」と答えてしまう彼女の気持ちが少しわかる気がした。加えて彼女は漢字や数字に弱く理解することが難しい。昔あるテストでは小学校高学年程度の知能と言われたこともあった。

その日から彼女と話す機会は増えていったがいつも彼女は「わからない」と答えていた。ある日私は一日彼女と過ごす時間を作ることを決めショッピングや食事を一緒にする時間を設けた。楽しい時間と感じてくれたのか徐々に彼女は笑顔になりそして、終わり頃に「永田さん、うち産みたい。産んでこの子を育てたい。でもうちだけではできんからできんところは誰かに助けてほしい」彼女は涙ながらに私にそう話してくれました。

その日から私は支援者らに彼女と一緒に協力を求めました。彼女は出産後には沐浴とミルクを作ることは完璧にできるようになっていました。彼女は何度も何度も練習していたのです。その他の不安なことは支援者らがサポートする体制がきちんとできて機能していました。時には大家さんも部屋に顔を出してくれていました。あれから三年が過ぎました。私は彼女とその子どもと三人で公園に行きました。そこで彼女はこう話してくれました。「永田さん、うち産んでよかった。諦めないでよかった。」そう話してくれました。子どもと遊んでいた私は思わず笑顔になりました。

地域で暮らしている方の中には障がいや病気を理由に当たり前の暮らしや権利を保障されないまま暮らしている方がまだまだ多くいらっしゃいます。私たちは特別なことはできません。ただ一緒に暮らすお手伝いはできます。「誰もが地域で当たり前に暮らすことができる」そんな社会をソーシャルワーカーとして創っていきたい、改めてそう気づかせてくれた彼女とその子どもに感謝しています。

ご紹介①

第 22 回岡山県保健福祉学会で研究発表を行います。

来る 1 月 25 日 (月) に、岡山県総合福祉・ボランティア・NPO 会館 (きらめきプラザ) にて開催される第 22 回岡山県保健福祉学会において、本会会員の藤井宏明さんと伊藤泰三さんが昨年福祉オンブズおかやまとして研究活動を行ってきた成果を発表されます。タイトルは、「岡山県における有料老人ホーム入居者の権利擁護に関する基礎調査ーパイロット調査から見えてくるものー」です。

この研究は、県内に登録されている有料老人ホームに「重要事項説明書」の提出を依頼し、項目の内容から入居者の権利擁護の実態を把握するものです。具体的なプログラムが届いていないので何時頃の発表かは分かりませんが、去年は 9:00 ~ 14:20 までが一般演題の発表、14:30 ~ 講演会となっております。

なお、学会の詳細は、「岡山県保健福祉学会について」(<http://www.pref.okayama.jp/page/detail-26100.html>) をご覧ください。

ご紹介②

<あなたとともに考える人権ブックレット ③>

「下駄ばき後見人は行く」

今岡 清廣 著

出版社：一般財団法人 岡山県民主教育研究会

出版年：2015

頒布価格：1000 円



会員募集中!

年会費：3,000 円

(入会金不要)

私たちと一緒に岡山県の福祉・医療サービスの持つ人権問題を考えてみませんか？
会員には、NPO 法人福祉オンブズおかやまの情報をいち早く発信いたします。

2015年度 人権・福祉講座の案内

テーマ：『下駄ばき後見人は行く』—後見人は何をしているのか—

講師：^{いまおか}今岡 ^{きよひろ}清廣さん

(今岡社会福祉士事務所・社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、介護支援専門員)

今年もNPO法人福祉オンブズおかやま主催の人権・福祉講座を行います。今回は、当法人の会員でもある今岡清廣さんにご登壇願います。今岡さんは、昨年2月に『下駄ばき後見人は行く』というブックレットを出版しました。障害者施設で働き続けた40年の出来事と、後見人として活動してきた思いをつづった内容となります。特に今回の講演では、後見人として今岡さん自身が東奔西走したエピソードとそこに通じる熱い思いについてお話ししていただきます。

ご存知のとおり、人権擁護を目的としている成年後見人制度ですが、個々の事情に寄り添っていくと、大変なことは分かりきっています。そんな一人ひとりに向き合って、たくましく支援をしていく今岡さんの姿から、私たちは学ぶことがあると思います。本物のソーシャルワーカーの一人である今岡さんのご講演にぜひご参加ください。

日時：2016年2月13日(土)
9時30分～11時30分
場所：岡山国際交流センター5階会議室2
〒700-0026 岡山市北区奉還町2-2-1
参加費：500円
定員：30名

※申込方法：事前に当団体のFAX・メールにてご連絡ください。

FAX：086-227-3459

E-mail：f.ombuds.okayama@gmail.com

※FAX・メールの場合は、必要事項(①氏名・②住所・③電話番号・④Eメールアドレス(ある場合)・⑤当法人の会員か非会員か)を記入の上、当団体にご送付ください。

※電話の場合は、毎週日曜日10時～15時までお電話ください。

TEL：080-2885-4322(相談ダイヤル兼)

申込締切：定員になり次第締め切りとさせていただきます。

※当日、身体障害等の理由で介助が必要な場合には、事前にお知らせください。

岡山国際交流センターは、JR岡山駅から徒歩5分のところにあります。(新幹線・在来線ご利用の方は、2F中央改札口から全日空ホテル方面経由が便利です。)当センターに一般駐車場はございません。恐れ入りますが、センター東隣の岡山駅西口パーキング、または最寄りの駐車場をご利用ください。
※岡山国際交流センターホームページより

お手持ちの携帯電話で、左のQRコードを読み取ってください。岡山国際交流センターの基本情報と地図へのリンク情報が送信されます。



■講師紹介：いまおかきよひろ

(ブックレット『下駄ばき後見人は行く』より)

1950年 岡山県真備町(現倉敷市)
1969年 社会福祉法人旭川荘就職
1977年 岡山大学法文二部法科卒業
2009年 今岡社会福祉事務所開業